豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（指定工事（機構法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る。）	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川総合用水事業	木曽川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
三重用水事業	三重用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
愛知用水二期事業	愛知用水二期施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
長良導水事業	長良導水施設	国土交通大臣
木曽川用水施設緊急改築事業	木曽川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川右岸施設緊急改築事業	木曽川右岸施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川右岸緊急改築事業	木曽川右岸施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
（略）	（略）	（略）
正蓮寺川利水事業	正蓮寺川分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
	工業用水導水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
室生ダム建設事業	初瀬水路	国土交通大臣
香川用水事業	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
高知分水事業	高知分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
香川用水施設緊急改築事業	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
香川用水施設緊急対策事業	香川用水施設緊急対策事業の対象である施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（指定工事（機構法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
	豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曽川総合用水事業	木曽川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
三重用水事業	三重用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
愛知用水二期事業	愛知用水二期施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
長良導水事業	長良導水施設	厚生労働大臣
木曽川用水施設緊急改築事業	木曽川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曽川右岸施設緊急改築事業	木曽川右岸施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曽川右岸緊急改築事業	木曽川右岸施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
（略）	（略）	（略）
正蓮寺川利水事業	正蓮寺川分水施設	厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	工業用水導水施設	厚生労働大臣及び経済産業大臣
室生ダム建設事業	初瀬水路	厚生労働大臣
香川用水事業	香川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
高知分水事業	高知分水施設	厚生労働大臣及び経済産業大臣
香川用水施設緊急改築事業	香川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
香川用水施設緊急対策事業	香川用水施設緊急対策事業の対象である施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
（略）	（略）	（略）